

# 少年犯罪と加害者家族

鈴木咲良

- 1 はじめに
- 2 加害者家族が置かれている現状
- 3 加害者家族の責任とは何か
- 4 具体的な事例
- 5 おわりに

## 1 はじめに

昨年のゼミナールで少年犯罪と被害者家族について取り上げた中で、被害者家族について調べていくうちに、加害者家族の置かれている厳しい現状を知った。現在、加害者家族の保護を目的とした法律は定められておらず、また公的支援も行われていない状況を知り、これは大きな問題であると考えた。

また、少年事件は加害者少年と被害者ばかりに注目が集まりであるが、実際には被害者や加害者だけでなく、その家族など、多くの人々に影響を与えている。そこで新たな視点から、少年犯罪について検討したいと思い、このテーマを検討することにした。

## 2 加害者家族が置かれている現状

### (1) 加害者家族の保護や支援の現状

2008年に、日本初の加害者家族支援団体である、NPO法人ワールド・オープン・ハートが設立されている。現在、支援行っているのは民間組織3団体だけのため、支援の手が行き届かず難航している。

### (2) メディアスクラム

加害者家族に対して、大きな被害の1つとして挙げられるのがメディアスクラムである。メディアスクラムとは、行き過ぎた過熱取材のことを指し取材対象者のプライバシーを侵害したり苦痛を与えたりするほか、無関係な一般市民にも影響が及ぶ場合があり、問題視されている。メディアスクラムを引き起こす要因の一つとして新聞や週刊誌の過当競争やテレビの視聴率至上主義が指摘されるなか、2001年に日本新聞協会と日本民間放送連盟が、マスメディア界全体でこの問題に自主的に取り組むべきであるとの見解を示したものの、

未だ具体的な対策は取られていない。加害者家族へのメディアスクラムが発生する大きな要因として、マスメディアなどから加害者少年のプライバシーに関する情報が発信され、そこから加害者家族の身元の特定などに繋がっていると考えられる。現行法では少年の推知報道を禁止しているものの罰則規定はなく、問題となるのは損害賠償の請求、または出版物の差しどめのみである。そのため、未だに実名報道を行う報道機関は多く存在している。

また、実名を公表しなくとも個人を容易に特定できるような情報を掲載する報道機関も散見されており、一度出た記事は半永久的に閲覧可能であることから、事件から年月が経っても加害者やその家族への誹謗中傷が続いている。

### (3) 加害者家族の生活の変化

加害者家族の相談機関は欧米では一般的だが、日本ではわずかである。むしろ加害者の家族であるということから連帯責任を負うべきだという風潮が優先され、社会から孤立し、苦しんでいる人は多いのではないだろうか。

加害者家族を支援する NPO 法人ワールド・オープン・ハートによると、相談者の 9 割が加害者家族になった後、一度は自殺を考えたことがあると回答している。

## 3 加害者家族の責任とは何か

### (1) 世論から見る加害者家族の責任

次に、世論が加害者家族の責任についてどのように考えているかという観点から探ってみることにした。

ハフポストが 2020 年 12 月に実施したアンケートによると、加害者家族に対して、37% は責任があると考えており、63% は責任がないと考えていることが明らかになった。責任があると考えている人々は、その理由として、家族としての連帯責任や、未成年の場合は親に監督責任があるというような意見を述べている。それに対し、責任がないと考えている人々は、その理由として、加害者と家族は別人格であり、他人の行動をコントロールすることは難しいことや、加害者家族もある意味では被害者なのではないかという意見を述べている。

### (2) 諸外国における加害者家族の責任

日本と比較して犯罪者が多いアメリカでは、まず加害者自身への支援が充実している。そこに加害者家族をカバーする仕組みが含まれている場合が多い。加害者家族への支援制度がないと家庭崩壊につながり、罪を犯した人が社会復帰する土壌がなくなってしまうことが考えられる。そこで受刑者が多い国では、長期の受刑生活を送った元受刑者と家族の断絶を防ぐための支援も非常に盛んである。

また、アメリカでは前科のある者が身内にいる割合が 45%、黒人になると 60% を超えて

いる。そのため、加害者本人と加害者家族とを切り離して考える個人主義的な価値観が浸透しており、加害者家族が過度なバッシングを受けたり、社会的地位を失うことは殆どない。また、自助グループやカウンセリングなどのサポートも充実している。周囲が加害者家族を見る目も日本とは違うのはそのためである。

加害者家族に対する日本とアメリカの考え方の違いは、犯罪の発生件数も大きな関係があると考えられるが、その他にも、日本の文化的背景に根差した集団主義や、連帯主義的な価値観も加害者家族へのバッシングに繋がっていると考えられる。

### (3) 加害者家族の法的責任

加害者家族の責任について法的観点から検討する。

加害者家族である、保護者に求められている法的責任は保護者に求められているのは監督義務者の責任(民法第 714 条 1 条本文)であり、監督義務者がその監督義務を怠らなかったとき、あるいは、監督義務を怠らなかったとしても損害が生じたであろう場合には責任を逃れる(民法 714 条 1 項但書)と示されている。

つまり、監督義務者の責任を果たしていれば加害者家族に責任はないと示しているのである。

### (4) 被害者の望む加害者家族への対応

支援団体が設立されるなど、加害者家族への支援の動きに対して、被害者や被害者家族はどのように受け止めているのだろうか。

片山徒有氏は、1997 年に交通事故で当時小学 2 年生の息子を亡くし、現在は被害者支援団体の代表を務めている。片山氏は加害者家族への支援について以下のように語っている。「加害者のご家族は加害者ではないわけですから、(怒りを)ぶつける相手が間違っていると思います。(加害者本人が)自分のしたことの社会的な責任を取るために、誠実に被害者に対応しようと思うのは、家族があればこそです。(家族が)加害者本人を支えていくことによって、より誠実に対応できると、ご家族の方にも期待しているところです<sup>1</sup>」と述べている。片山氏は、被害者が望むのは加害者本人の償いと更生であり、家族へのバッシングではないと考えているようだ。

## 4 具体的な事例

次に、加害者家族が誹謗中傷にあった佐世保女子高生殺害事件から、加害者家族の保護に

---

<sup>1</sup> NHK 福祉情報サイト ハートネット家族が犯罪者になってしまったら？"加害者家族"への支援を考える <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/550/> (2023 年 1 月 18 日閲覧)

ついて検討する。2014年7月、当時16歳の女子高生が1人暮らしをしていたマンションに同級生を呼んで殺害し、遺体を切断した事件である。少女は警察の調べに対し「人を殺してみたかった」と回答しており、事件の2ヶ月後には加害者の父親が自殺を図り、亡くなっている。

ちなみに、佐世保女子高生殺害事件とインターネットで検索すると、加害者少年や父親の顔写真や実名、住所などが現在も閲覧可能である。事件の加害者家族が過度の誹謗中傷の対象となった理由は、少女の度重なる問題行動のためだ。

小学校6年生時には給食に薬物を混入させ、中学時代には野良猫の殺傷及び殺害を行っている。また、事件の数ヶ月前には父親を金属バットで複数回殴り大怪我を負わせたにも関わらず、父親は被害届を出していなかったことが明らかとなった。このようにして、少女の犯行は次第にエスカレートし、最終的に佐世保女子高生殺人事件に繋がっている。

また、母親の死後、数ヶ月で父親が再婚しており、少女は高校1年生にも関わらず一人暮らしをさせられていたことから、「複雑な家庭環境が事件の引き金になったのではないか？」「事件は父親のせい」というような記事が散見されるようになり、父親への誹謗中傷やプライバシーの侵害が問題となった事件である。

この事例において、同事件の父親は監督義務者としての責任を果たしていたのか議論の余地があると考えられる。

しかしながら、これを理由にプライバシーの侵害や誹謗中傷をすることは許されない。また、少女が父親に怪我を負わせた3月以降は、少女を精神科に通院させ、両親は警察への相談や入院について話し合っていたことが父親の自殺後に判明したようだ。少女は父親の死後に行われた取り調べで、「父親のことは尊敬している」「再婚も賛成だった」と話している。彼女は父親に対して否定的な回答はせず、家族関係は複雑ではあったが、父親への怨恨はみられなかったと結論づけられた。事件の最終的な判決では、犯行は環境的要因も関係あるが、少女が重度の自閉症スペクトラム障害であることが事件の大きな要因であると指摘されており、少女は現在も医療少年院で治療を行っている。「全ては父親の責任だ」という世論を作り出したマスコミの報道は正しかったのか、疑問が残る判決となった。

むしろ、父親が自殺を図ったことで被害者家族は更に苦しめられ、両親を失った少女は更生することがさらに難しくなるのではないかと予想される。これは、メディアスクラムによる二次被害と呼べるだろう。

## 5 おわりに

加害者家族は誹謗中傷で苦しむだけでなく、それが原因で自殺を図るなど、事態は日々深刻化している。

しかしながら、加害者家族への支援や保護のための法律は定められておらず、支援は民間組織に頼っている状態である。加害者家族への支援が普及しない理由として、公的支援がなく経済的に厳しいことや、誹謗中傷、終わりのない支援であるということが主に挙げられる

だろう。このような現状を変えるため、第一に加害者家族の置かれている現状の周知を図り、社会的価値観を変えることが必要である。そのためには、少年法第 61 条の少年の推知報道に違反した場合、罰則規定を設けることや、加害者家族支援を民間組織に頼りきるのではなく、加害者家族を支援する法律を制定し、自助グループやカウンセリングなどの支援体制を整えることが必要であると考えられる。

## 参考資料

- ・阿部恭子『少年事件加害者家族支援の理論と実践: 家族の回復と少年の更生に向けて』(現代人文社、2020年)
- ・鈴木伸元『加害者家族』(幻冬社、2010年)
- ・毎日新聞(2018年10月11日)  
<https://mainichi.jp/articles/20181011/ddm/001/040/172000c> (2023年1月18日閲覧)
- ・朝日新聞デジタル(2021年9月15日)  
<https://www.asahi.com/sp/articles/ASP9H736DP9HTIPE00S.html> (2023年1月17日閲覧)
- ・HUFF POST(2021年6月8日)  
[https://www.huffingtonpost.jp/amp/entry/story\\_jp\\_6061b771c5b66d30c7466aff/](https://www.huffingtonpost.jp/amp/entry/story_jp_6061b771c5b66d30c7466aff/) (2023年1月18日閲覧)